

委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度地域防災力強化推進事業

2 業務の目的

地域の防災力を担うのは、町内会や自主防災組織を中心とした地域社会が基礎となるが、過疎化や高齢化の進行により、地域社会の活力が失われつつある。

当該事業は、防災を起点としたまちづくりの一環として、地域運営組織やNPO、防災士等と協働して講演会等や情報交換会を実施することで、多世代の住民の防災意識の醸成及び関係機関相互のつながりの緊密化により、自助・共助・公助の観点から地域防災力の強化を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

2の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 一般の県民を対象とした講演会等

家族連れや親子、若者にも防災に関心をもってもらえるようなテーマ・方法で、防災に関連する専門家による講演会を実施し、多世代の住民が平常時の備えや発災時の行動について自ら考え、共有することにつながる機会を提供する。

- ① 講演会等の企画
- ② 講師等の選定
- ③ 講師等及び美作県民局との連絡調整
- ④ 講演会資料及びチラシ等の作成
- ⑤ 講演会等の準備及び当日運営
- ⑥ 経費の支払（講師等への謝金、会場使用料等）
- ⑦ 事業評価
- ⑧ その他事業において必要が生じた業務

(2) 自主防災組織等を対象とした情報交換会の開催

管内の自主防災組織及び地域運営組織等を対象に情報交換会を実施し、先進的な取組を行っている地域の活動事例を横展開するとともに、各地域の情報交換や交流ができる場を提供し、地域間ネットワークの構築を図るものとする。

- ① 情報交換会の企画
- ② 自主防災組織の選定
- ③ 自主防災組織及び美作県民局との連絡調整
- ④ 取組事例等に関する意見交換に係る資料及びチラシ等の作成
- ⑤ 情報交換会の準備及び当日運営
- ⑥ 経費の支払（事例発表者等への謝金、資材費等）
- ⑦ 事業評価
- ⑧ その他事業において必要が生じた業務

(3) その他(1)(2)の事業の実施に必要な業務の実施

5 委託の条件

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。
- (2) 対象経費は、コーディネーター等謝礼、講師等謝礼、旅費、作業員人件費、資料等作成費、資材費、会場使用料、その他事業の実施に要する経費とする。
- (3) 受託者は、受託業務を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ書面により美作県民局の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本業務の目的達成のために必要な資料収集等を行う上で必要な事項については、受託者の責任において実施すること。
- (5) 委託業務終了後、事業の成果を取りまとめ、速やかに報告書を作成し美作県民局に提出すること。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項や仕様書の内容に疑義が生じた場合には、美作県民局と協議の上、遺漏のないよう業務を行うこと。